



ゆうな医療・介護の相談たより

2022年 2月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！個人情報に配慮致します。メールでのご相談もお待ちしております。

●今月の相談：「靴の中敷きを新しく作りたい」

Q：男性、70歳代。片足は感覚が無く、以前からダラーンと垂れているので畳の淵にもつまづいたりします。足首も腫れていて、足底にタコもあるので、療養所に居る頃に靴の中敷きを作ってもらいました。でも足に合わなくなって、今は底がなるべく厚い靴を選んで、自分で包帯を巻いたり、靴下を何枚も履いたりしています。最近はこの足を庇って歩くせいか、腰も痛くなってきました。改めて靴の中敷きを作ってもらおうかと思っています。どのくらいお金がかかりますか？

A：自分の足にフィットした靴を履くことは、健康のためにも安全のためにも大切です。特に知覚麻痺や後遺症による変形のある足の場合は、皮膚や関節の状態にあった靴を履き、傷を作らない歩き方にも注意する必要があります。

整形外科を受診し、補装具の申請を相談しましょう。

身体障害者手帳を持っている方は費用支給制度があり、耐用年数（1～3年）によって申請することができます。費用は原則定率1割負担で、世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されています（例：市町村民税非課税世帯¥0、市町村民税課税世帯¥37,200）。県のハンセン病後遺症に起因する足底穿孔症（うら傷）の治療実施可能な医療機関に掲載されているハートライフ病院形成外科に通院中の回復者からは、「回復者であることを申し出て、丁寧に相談にのってもらっていますよ。」という声もありました。

<患者さんは患者という専門家>ともいわれます。最近は色々な新しい素材もあります。医師や義肢装具士に具体的な症状や、これまでご自身が工夫してきたこと等もお話しして、細かい調整をしてもらいましょう。どのような補装具が出来上がったか、今度ぜひ見せてくださいね。



●今月のピアサポート活動等の紹介：

・沖縄ハンセン病回復者の会では、沖縄県ハンセン病問題対策協議会の設置に向けて、話し合っただけのことなどをまとめる作業をしています。本島だけではなく、宮古など離島に住む人々の意見や家族の意見も含め、様々な側面からハンセン病問題を見直し、その解決に取り組む必要があることを改めて確認しています。